

日本セラピストの会について

当会が主催する各種セラピスト養成セミナー等を受講され、セラピストとして認定された方々を対象に、セラピスト同士のスキルアップや親睦を深め、交流を図る目的で発足されたのが「日本セラピストの会」です。初めは広島市内を中心とした活動でしたが、広島県外の受講者も増えてきたことから、日本中へと活動の拠点を広げよう、という趣旨から名称も変更し、増加する会員への対処のために、新たに会則を設けることになりました。セラピストの輪を日本中に広げたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。なお、各種セラピスト養成セミナーの全ての受講者は、日本セラピストの会の会員になることができます。

日本セラピストの会規則

第一章 総則

(目的)

- 第一条
1. この規則は日本セラピストの会会員運営に関する事項を定めたものである。
 2. 会の運営は日本セラピストの会会員相互の親睦、会員のセラピー技能の向上を目的とする。

(規則順守の義務)

- 第二条
1. 会員はこの規則を順守かつ協力して会員相互の親睦、セラピー技能の向上に努めなければならない。

(会員の定義)

- 第三条
1. 会が主催するセラピスト養成セミナーを受講し、認定を受けた者はすべて日本セラピストの会会員とする。
 2. 入会には無料メーリングシステムを利用するものとする。
 3. 当会主催のセミナー最終日に受講者には別紙にてメーリングシステムへの入会説明があり、メールにて入会のための招待状が送信されるので、速やかに所定の手続きを行うこと。
 4. 当会からの連絡事項はすべてメーリングシステムを利用したメール配信で行うので、会員は登録に対して迅速に協力すること。
 5. 会の運営状況、連絡事項などの情報提供はすべてメーリングリストを利用した一斉送信のみとし、会から会員への個別連絡は行われぬものとする。ただし、代表者が必要だと判断し行われる場合は、この限りではない。
 6. メーリングリストの登録や運用管理、利用はすべて無料である。

(会員の利益)

- 第四条
1. 会員は会が主催するセラピスト養成セミナーの再受講を無料で受講することができる。ただし、定員が定められているセミナー等、一部はこの限りではない。
 2. 会員は会が主催する勉強会やイベント等に参加し、親睦を深めたり、セラピストとしての技能の向上を図ることができる。
 3. 会員は会のホームページまたは他の電子媒体、および出版物や印刷物等に登録されることで、集客や情報提供のための露出を図ることができる。

第二章 規則の規定

(名称及び規則の制定日)

- 第五条
1. 平成25年3月1日、ヒーリングサロン アンジェルークが主催する「旧セラピストの会」から発足し、会の名称は「日本セラピストの会」と称し同時規則の制定を行う。

(規則の改定)

- 第六条 1. 規則の改定を行う場合は、代表者が必要と認めた時のみ、行うことができる。

第三章 代表規定

(代表者の設定)

- 第七条 1. ヒーリングサロン アンジェルーク 宮尾春留未 を会の代表とする。

第四章 役員規定

(役員を選出)

- 第八条 1. 役員は原則、選出はしない。
ただし、代表者が必要だと判断した場合に選出することができる。

第五章 会費

(目的及び金額)

- 第九条 1. 入会金、年会費など会の運営費は無料とする。
2. 会が主催するイベント等行事、親睦会、勉強会等が行われる場合は参加した会員のみ所定の会費を支払うことにする。
3. 所定の会費とは、イベント等参加時のブース料、光熱費、空調機使用料などとし、その他必要経費が計上された場合は都度、会員相互で折半し支払うこととする。

(会費の返却)

- 第十条 1. 支払われた会費の返却は原則行わない。

第六章 会員資格

(会員資格の取消)

- 第十一条 1. 当会の会員が会員としてふさわしくないと判断される次のような行為を行った場合、代表者はその会員の資格を取消し、会員登録から除名することができる。
2. 上記の対象になり、会員資格の取消、会から除名処分を受けた者は、会や代表者に対して一切の異議申し立てを行うことはできない。

(会員資格の復帰)

- 第十二条 1. 一度、除名処分になった者は二度と会員になることはできない。
ただし、代表者が入会を認めた場合はこの限りではない。

(資格取消の対象行為)

- 第十三条 1. 会員としてふさわしくない行為とは次の通りである。
1) 当会が主催する各種セミナー、勉強会等の内容を会員以外の部外者に口外すること。
2) 当会が主催する各種セミナー、勉強会等で配布されるテキスト、プリント等の印刷物を無断で手渡しや提示を行い、複写、または転載等して会員以外の者にその内容を明かすこと。

- 3) 当会主催ではないイベント、勉強会、または親睦会等に当会の名称を語り参加すること。
- 4) 当会に無断でイベント、勉強会、または親睦会等を主催し、その際に当会の名称を利用すること。
- 5) 当会に無断で会員を募ったり、または勧誘すること。
- 6) 当会の会員が不利益を被るような行為を行うこと。
- 7) 公序良俗に反する言動を行うこと。
- 8) その他、当会または代表者が会員としてふさわしくないと判断した場合。

平成25年3月1日

制定・発行